

規制の事後評価書(案)に対する質問・意見及び回答

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
1	<p>1 事前評価時の想定との比較 ①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 ③必要性の検証</p>	井上委員	<p>①において「課題を取り巻く」「想定外の影響の発現の有無」の記載、③において「想定していなかった影響の発現」を踏まえた上で記載をすることになっているが、コロナについての記載が全くなされていない。 ①については、コロナの影響の有無、③についてはコロナを前提にした規制の必要性について明確に記載すべきであると思う。</p>	<p>①について、いただいた御意見を踏まえ、事後評価書の記載を修正いたしました。 ③については、①で記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響又は想定しなかった影響は発現していないものと考えていることから、原案を維持しております。</p>
2	<p>1 事前評価時の想定との比較 ①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無</p>	篠塚委員	<p>「(1)規制の事前評価後も、技能実習制度が引き続き利用されている状況や、技能実習生に対する賃金未払い等の不適正な事例がなおも一定数認められており、課題を取り巻く社会経済情勢に大きな変化は生じていないことから、事前評価時に想定していなかった影響が生じている状況は認められない。」とされています。 不適切事例がなおも一定数存在することは、その数字にもよりますが、規制方法が不十分であり、事前規制時に想定していない変化が生じている余地もあるとも、考えられます。この点についての見解を伺いたい。(2)～(4)も同様。</p>	<p>不適正事例について、例えば認定取消しの対象となった実習実施者の主要な取消し事由は労働関係法令違反、賃金等の不払となっているところ、これは規制導入前の入管法に基づく主な不正行為と大きく異なっていないことなども踏まえ、事前評価時に想定していなかった影響が生じている状況とは認められないとしております。 「規制方法が不十分」との御指摘について、本規制により認定を取り消された実習実施者は社名や代表者氏名等が公表されるとともに、新規の技能実習生が5年間受入れ停止になるなど、その影響は大きいことから、法令違反に対して一定の抑止効果を果たしているものと考えております。</p>
3	<p>同上(1)技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設</p>	篠塚委員	<p>技能実習制度における大前提として、技術・技能等の移転に関する送出国別のニーズについて確認できる客観的な調査は、どのようになされ、また公表されていますか。現状は、受入れ国である日本側の枠組みに沿って決められており、随時、移行対象職種・作業が追加されていますが、ニーズがなくなったとして廃止されたものは、技能実習がスタートした1993年以降ありますか？ 移行対象職種・作業の見直しは、どのように透明性を確保しながら実施されていますか。</p>	<p>技能実習制度は技能移転による国際協力を制度趣旨としており、送出国に実習ニーズがあること等が職種追加の前提となるため、追加の対象となる職種に係る送出国の実習ニーズの存在を明らかにするため、複数の送出国の中央政府の行政機関が発行した要望書を必要としており、専門家会議やパブリックコメントといった手続を経て職種・作業が追加されています。 なお、技能実習制度が創設された1993年以降、ニーズがなくなったとして廃止された移行対象職種・作業はありません。</p>
4	<p>同上(1)技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設</p>	篠塚委員	<p>技能実習は、技能等の移転による国際貢献を目的としていますが、外国人技能実習機構によるフォローアップ調査では、技能実習生の過半を占めるベトナムにおいて、仕事に就けていない割合が特に高く、技能等の移転という目的が果たされていないようにも思われる。こうした状況について、どのような改善策が講じられていますか。</p>	<p>技能実習生の帰国後の再就職支援については、送出機関の要件において、再就職先のあっせんなどの支援を行う旨を設けており、技能の移転が図られるよう措置を講じていますが、こうした措置が確実になされるよう、更なる周知の必要性等を検討してまいります。</p>

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
5	同上(2)技能実習制度における監理団体の許可制の創設	篠塚委員	<p>技能実習生は、妊娠・出産に関して送出国・監理団体・実習実施者など関係機関からさまざまに制約を受けていることが多く、子どもへの対応をめぐる刑事事件に問われているケースもあります。また、無事出産しても、技能実習生には、家族滞在が認められていないため、日本国内での子どもの在留は、極めて不安定なものとなっています。</p> <p>2021年6月の法務省通知では、出生した時点で…在留資格を決定できない場合、「在留期限内に他の在留資格へ変更又は帰国することを誓約させた上で」特定活動6か月を許可する。また、「やむを得ない事情がある場合を除き、原則として在留期間の更新は認めない」ともされています。同通知以降、「やむを得ない事情がある場合」として在留期間を更新されたケースは、何件ありますか。また、「やむを得ない事情がある場合」と認められる主な事情について、在留特別許可などと同様に事例を公表するなど運用の改善を図るべきではないでしょうか。</p>	<p>お尋ねの「やむを得ない事情がある場合」として在留期間を更新されたケースについては、統計を取っていないため、お答えが困難です。</p> <p>御指摘の「やむを得ない事情がある場合」と認められる主な事情の事例公表については、その事情が、申請人により様々であり、個別の状況を踏まえ判断されるものであることから、現時点で事例として公表することは考えておりません。</p>
6	同上(3)技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設	篠塚委員	<p>技能実習では、技能等の修得のため基本的に転職の自由が認められていません。しかし、例外的に、実習実施者の経営上・事業上の都合、技能実習計画の認定取消し、人権侵害行為を受けた場合、労使間の諸問題、対人関係の諸問題等がある場合には、実習先の変更が認められています。このように例外的な実習先の変更(転籍)を認めることは、技能実習制度の健全な運用を確保する上で重要であると考えます。そこで、実習先の変更の状況について、年度別、職種別、男女別、技能実習1号・2号・3号別、また2号から3号への移行時のデータを明らかにしていただきたい。</p>	<p>お尋ねの「実習先の変更の状況」については統計を取っていないため、お答えが困難です。</p> <p>なお、参考となる推計値としては、令和2年度に技能実習生からの入管法第19条の16第1号に基づく活動機関(実習実施者)の移籍に関する届出が提出された件数は約6,700件です。</p>
7	同上(3)技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設	篠塚委員	<p>技能実習生は来日するまでに多額の借金を抱えている場合が多く、こうした債務奴隷的な状況については、国連の人権理事会・複数の人権関連委員会や米国国務省など国際社会からも批判の対象となっています。こうした状況の改善のため、送出国側への働きかけを含め、どのような対策を実施していますか。</p>	<p>技能実習制度においては、現在14か国との間で二国間取決めを作成しており、不当に高額な手数料等を徴収するなどの送出国による不適正な事案を把握した場合には、二国間取決めの枠組みを通じて、相手国に通報して調査を依頼し、その結果に基づき、送出国への指導や認定取消し等を求めています。</p>

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
8	1 事前評価時の想定との比較 ② 事前評価時におけるベースラインの検証	篠塚委員	<p>「(1)技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設 事前評価時には、措置が導入されなかった場合のベースラインとして、認定基準等による厳格な審査が行えず、技能実習計画の適正性を担保できないことから、技能実習を通じた技能等の修得等が十分に行えない可能性が想定されていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。」とされています。</p> <p>しかし、不適切事例がなおも一定数存在する以上、その数字にもよるが、そもそものベースラインが低すぎた、規制が緩かったという評価もできるのでしょうか。この点についての見解を伺いたい。(2)～(4)も同様。</p>	<p>御指摘のとおり、不適切事例はなお一定数存在していますが、例えば、外国人技能実習機構においては監理団体に対する1年に1回、実習実施者に対する3年に1回の定期検査やその他臨時検査を行い、技能実習法に則り業務が行われているか確認を行っているところ、法令違反を把握した場合には改善指導や改善勧告を行い、重大悪質な法令違反の場合は、主務省庁において技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分等を実施しています。こうした規制の導入後、実地検査の件数は規制導入前の約70倍に増加している一方で、受入停止に至る行政処分等の件数については、減少傾向にあることなどを鑑みても、各規制は、重大な法違反の未然防止に一定の効果を果たしていると考えております。</p>
9	1 事前評価時の想定との比較 ③ 必要性の検証	篠塚委員	<p>不適切事例がなおも一定数存在する以上、その数字にもよるが、そもそも必要性の認識が弱かったという評価もできるのではないのでしょうか。この点についての見解を伺いたい。</p>	<p>御指摘のとおり、不適切事例はなお一定数存在していますが、例えば、外国人技能実習機構においては監理団体に対する1年に1回、実習実施者に対する3年に1回の定期検査やその他臨時検査を行い、技能実習法に則り業務が行われているか確認を行っているところ、法令違反を把握した場合には改善指導や改善勧告を行い、重大悪質な法令違反の場合は、主務省庁において技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分等を実施しています。こうした規制の導入後、実地検査の件数は規制導入前の約70倍に増加している一方で、受入停止に至る行政処分等の件数については、減少傾向にあることなどを鑑みても、各規制は、重大な法違反の未然防止に一定の効果を果たしていると考えております。</p>
10	2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥ 効果(定量化)の把握 (1) 技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設	朝日委員	<p>認定件数は新規に認定された件数の数字でしょうか。それとも複数年度の計画を含む累積の数字でしょうか。もし前者の場合、取消の対象となる、認定された実習計画の母数はどの程度の件数なのでしょうか。</p> <p>認定件数が減少しているにもかかわらず、実習実施者に対する改善命令件数や技能実習計画の取り消し件数が増加しているのはどのような理由によるのでしょうか。</p>	<p>認定件数はその年度に新規に認定された件数です。</p> <p>一方、実習認定の取消し等の行政処分等は、当該年度以前に認定された技能実習計画も含めて行うものであるため、ある年度における技能実習計画の新規認定件数と処分等件数の間には必ずしも因果関係はありません。</p> <p>なお、参考までに「認定件数が減少しているにもかかわらず、実習実施者に対する改善命令件数や技能実習計画の取り消し件数が増加している」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に一時的に認定件数が減少していますが、中長期的に見て実習実施者や技能実習生の数は増加傾向にあります。</p>

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
11	2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥効果(定量化)の把握 (2)技能実習制度における監理団体の許可制の創設	朝日委員	10の質問と同じですが、許可件数は新規に認定された件数の数字でしょうか。それともその年度に指導監督の対象となる累積の数字でしょうか。もし前者の場合、取消の対象となる、認定された実習計画の母数はどの程度の件数なのでしょう。許可件数が減少しているにもかかわらず、監理団体に対する改善命令件数や管理許可の取り消し件数が増加しているのはどのような理由によるのでしょうか。	許可件数はその年度に新規に許可された件数です。一方、監理団体の許可取消し等の行政処分等は、当該年度以前に許可された監理団体も含めて当該年度に現にある監理団体に対して行うものであるため、ある年度における監理団体の新規許可件数と処分等件数の間には必ずしも因果関係はありません。なお、参考までに「許可件数が減少しているにもかかわらず、監理団体に対する改善命令件数や管理許可の取り消し件数が増加している」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に一時的に許可件数が減少していますが、中長期的に見て監理団体の数は増加傾向にあります。
12	同上 (3)技能実習制度における技能実習生の保護等の規定の創設	朝日委員	母国語相談の件数が増加している点は制度の周知や活用が進んでいるように思われます。一方で、件数の増加が顕著であるため、相談を受ける体制の逼迫や対応の質や効果の点で不足が生じることはないでしょうか。	母国語相談窓口は外部業者に委託しているほか、外国人技能実習機構の人員は、令和元年度に、それまでの346名から587名に増員しており、適切な体制を確保するよう努めています。また、令和4年4月からは指導業務と援助業務を一体的に行うことができるよう、本部及び地方事務所を再編するなど、制度の適正な運用に向けて体制を強化しています。
13	2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥効果(定量化)の把握 (1)、(2)	井上委員	(1)において技能実習計画の認定件数が令和3年度に大幅に減少しているが、何ら説明が付されていない。減少理由を記載すべきであると思う。 (2)において監理団体の許可件数が令和3年度に大幅に減少しているが、何ら説明が付されていない。減少理由を記載すべきであると思う。	技能実習計画の認定件数と監理団体の許可件数が令和3年度に大幅に減少した背景の1つとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う入国制限により、技能実習計画の認定申請件数が減少した可能性が考えられますが、明確な理由をお答えすることは困難です。また、いただいた御意見を踏まえ、事後評価書①の記載を修正いたしました。⑥については、①で記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、課題を取り巻く社会経済情勢の変化による影響又は想定しなかった影響は発現していないものと考えていることから、原案を維持しております。
14	2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 ⑥効果(定量化)の把握 (1)技能実習制度における技能実習計画の認定制等の創設	伊藤委員	表の技能実習計画の認定件数及び取消件数をみると、令和3年度は平成30～令和2年度に比べ認定件数がかなり減っているのに、取消件数が増えているのはどのような事情によるのか、また実習実施者に改善命令6件はどのような内容なのか、教えていただきたい。	認定件数はその年度に新規に認定された件数です。一方、実習認定の取消し等の行政処分等は、当該年度以前に認定された技能実習計画も含めて行うものであるため、ある年度における技能実習計画の新規認定件数と処分等件数の間には必ずしも因果関係はありません。改善命令となった6件はいずれも認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことによるものです。

	該当箇所	委員	質問・意見	回答
15	<p>同上  (2)技能実習制度における監理団体の許可制の創設</p>	伊藤委員	<p>表の監理団体の許可件数について令和3年度が前年度に比べかなり減った事情と、改善命令10件はどのような内容なのか、教えていただきたい。</p>	<p>監理団体の許可件数が令和3年度に大幅に減少した背景の1つとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う入国制限を受けて入国する技能実習生が減少した結果、実習監理を行う監理団体の申請件数が減少した可能性が考えられますが、明確な理由をお答えすることは困難です。  改善命令となった10件は、傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったことや、事実と異なる監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと、技能実習生からの相談に適切に応じていなかったことによるものなどがあります。</p>
16	<p>2 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握  ⑥効果(定量化)の把握</p>	宮園委員	<p>措置の導入とその効果について、評価方法の設定に問題はなかったか？例えば、技能実習計画の認定件数、実習実施者に対する改善命令の件数及び技能実習計画の取消件数が、措置の導入の効果を測定する指標となる</p>	<p>実習実施者に対する改善命令の件数や実習認定の取消し件数がそのまま措置の導入による効果ではないことから、各措置の導入による効果を定量的に把握することは困難ですが、各規制の影響は小さなものではなく、法令違反等に対する一定の抑止効果を果たしていると考えております。</p>